

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月6日(月)午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 13人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 1人

第4区 高野晃一

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第15号 時効取得について

日程第4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第6 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第7 議案第24号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、12月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長 (浜西会長・あいさつ)
- 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長にお願いします。
- 議長 ただ今から、12月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- 議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
それでは、13番 小田委員さん、1番 宮崎委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長 次に、日程第3、報告第15号「時効取得について」を事務局よりお願いします。
事務局 1ページの報告第15号をご覧ください。
(報告書朗読)
時効取得とは、民法162条で、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。
以上で説明を終わります。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。
(質問・意見なし)
- 議長 質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長 次に、日程第4、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より提案説明をお願いします。
- 事務局 2ページは議案第21号の議案書、3ページは位置図、4ページは地番地目図、5ペ

ージは土地利用計画図、6ページから8ページは平面図、9ページから10ページは現況写真、11ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内に存在し、300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある第3種農地であります。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、一体利用地利用の確実性、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われま。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思いま。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いま。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第4区の高野推進委員さんからお願いま。

第4区

高野推進委員

大林委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、役場の出張所から300m以内に存在し、転用により被害を及ぼすことが無い計画になっているため、周辺の農地や周囲への影響はないと思いま。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないと思いま。ご審議のほど、よろしくお願いま。

議長

4番

大林委員

議長

次に、4番の大林委員さんからお願いま。

高野推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないと思いま。ご審議のほど、よろしくお願いま。

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第21号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第21号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第5、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

12ページは議案第22号の議案書、13ページは位置図、14ページから15ページは土地利用計画図、16ページから20ページは現況写真、21ページは始末書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、中山間地域等に存在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の第2種農地であります。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、5番の松本委員から現地調査の結果をお願いします。

5番

松本委員

山本推進委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、民家との距離が300m以上離れており、土砂の流出又は崩壊等の災害を防ぐ計画となっているため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。今回の変更は、風車の設置基数を変更するものであり、発電出力は同等の規模であることから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第22号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第6、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

22ページは議案第23号の議案書、23ページは位置図、24ページから25ページは土地利用計画図、26ページから28ページは現況写真です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る調査書②をご覧ください。

申請地は、中山間地域等に存在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の第2種農地であります。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着手する見込み、目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、6番の大川委員から現地調査の結果をお願いします。

6番
大川委員

松澤推進委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、民家との距離を十分確保できており、土砂の流出又は崩壊等の災害を防ぐ計画となっているため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。今回の変更は、風車の設置基数を変更するものであり、発電出力は同等の規模であることから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第23号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第7、議案第24号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

29ページの議案第24号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和3年11月25日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が1件で11筆、面積は、4,165㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号58番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後 2 時 1 5 分)